

防火管理者資格取得講習会案内

消防法第8条に規定する防火管理者の資格を取得するための講習会を、下記のとおり実施します。

記

- 1 講習種目 甲種・乙種防火管理者資格取得講習（定員 60 名）
定員に限りがございますので受講者については先着順とします。
（伊佐市内及び湧水町内に居住又は勤務する方を優先とします。）

- 2 日 付

甲種

 令和7年8月 5日(火) 6日(水) (2日間)
予備日 令和7年8月 19日(火) 20日(水) (2日間)

乙種

 令和7年8月 5日(火) (1日間)
予備日 令和7年8月 19日(火) (1日間)

※8月19日・20日につきましては、台風等の自然災害が予想される際の予備日となります。

- 3 講習時間 8月 5日(火) 9時00分～17時00分(8時50分までに集合)
8月 6日(水) 9時00分～12時15分(8時50分までに集合)

予備日

 8月 19日(火) 9時00分～17時00分(8時50分までに集合)
8月 20日(水) 9時00分～12時15分(8時50分までに集合)

※修了証の交付

乙種講習会受講者は1日目課程修了後、甲種講習会受講者は全課程修了後に、修了証を交付いたします。

- 4 講習場所 伊佐市文化会館(小ホール)
- 5 受付期間 令和7年6月30日(月)から7月18日(金)
(定員になり次第締切ります。土曜・日曜日は受け付けません。)
- 6 受付場所 伊佐湧水消防組合予防課、南消防署及び各分遣所
※申込書は、各受付場所及びホームページからダウンロード出来ます。

7 受講申込みの手続き

- (1) 受講希望者は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、受講料（テキスト代等）4,000円を添えてお申込みください。
- (2) 写真は1枚必要です。6ヶ月以内に撮影した上半身無帽・無背景の縦4cm、横3cmで、裏面に氏名を記載したものを申込書に貼付してください。
- ※受講申し込み後の受講料、申込書の返却はいたしません。

8 受講対象者

- (1) 防火管理者が不在時においてその責務を代行する者で、防火管理者の資格を有しない者
- (2) 上記以外で防火管理資格を必要とする者
- (3) 次の対象事業所等において防火管理について管理的、監督的地位にある者で防火管理資格を有しない者

※防火管理者の選任等が必要な防火対象物と資格区分

甲種防火管理者（すべての防火対象物において、防火管理者になることができます。）		
防火対象物の用途	収容人員	乙種防火管理者（選任できる条件）
救護施設・乳児院・認知症グループホームなどの自力避難困難者が入所する社会福祉施設等	10人以上	選任できない
劇場・飲食店・物品販売店・旅館・病院などの不特定多数の人が出入りする建物等	30人以上	延面積が 300 m ² 未満のもの 収容人員が 30 人未満のテナント
共同住宅・学校・工場・事務所などの特定の人が入出入りする建物等	50人以上	延面積が 500 m ² 未満のもの 収容人員が 50 人未満のテナント
一定規模以上の新築工事中（電気工事中等）の建築物又は建造中（進水後で艀装中）の旅客船	50人以上	選任できない

9 受講上の注意事項

- (1) 講習会への遅刻、早退、代理人受講等の場合、修了証を交付いたしません。
- (2) テキストは、当日会場で配付いたします。
- (3) 講習会には、筆記用具をご持参ください。
- (4) 会場では、受講中の電話の呼び出し等は出来ません。
- (5) 受講中の携帯電話及び I C レコーダーの使用は控えてください。
- (6) 指定してある場所以外での喫煙は絶対にしないでください。
- (7) 延期又は中止の有無については、伊佐湧水消防組合ホームページに掲載予定ですので、そちらを随時ご覧ください。なお、ホームページをご覧になれない方につきましては、直接下記の受付場所へお問合せください。

10 不明な点は下記の受付場所へお問い合わせください。

伊佐湧水消防組合消防本部予防課

伊佐市大口目丸 132 番地の 1 0995-22-0122

菱刈分遣所

伊佐市菱刈前目 2106 番地 0995-26-0085

南消防署

始良郡湧水町米永 474 番地 0995-74-3021

吉松分遣所

始良郡湧水町川西 1128 番地の 1 0995-75-2605